

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 6 月 2 9 日

小牧市長 天 野 正 基

小牧市規則第 3 0 号

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の
一部を改正する規則

小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則（平成20年小牧市規則第6号）の一部を次のように改正する。

第12条中「別表」を「別表第1」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（特定ごみ）

第12条の2 条例第22条第2項の特定ごみ(以下「特定ごみ」という。)

は、別表第2に掲げる物（市が収集し、運搬し、及び処分するものに限る。以下同じ。）とする。

第21条第2号中「粗大ごみに」を「粗大ごみ及び特定ごみに」に、「小牧市粗大ごみ処理手数料納付券（様式第7）」を「小牧市粗大ごみ及び特定ごみ処理手数料納付券（様式第7。以下「納付券」という。）」に改める。

第22条中「粗大ごみを」を「粗大ごみ及び特定ごみを」に、「小牧市粗大ごみ処理手数料納付券」を「納付券」に改める。

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第12条の2関係）

種目	品目
家庭用フロンガス使用製品	除湿機、ウォーターサーバー、空気清浄機、冷風機その他のフロンガスが使用されている製品（特定家庭用機器再商品化法施行令第1条に規定する機械器具を除く。）

様式第5中「燃やすごみ」を「燃やすしかないごみ」に改める。

様式第6中「印」を削り、「燃やすごみ」を「燃やすしかないごみ」に改める。

様式第7中「小牧市粗大ごみ処理手数料納付券」を「小牧市粗大ごみ及び特定ごみ処理手数料納付券」に、「粗大ごみを」を「粗大ごみ及び特定ごみを」に改める。

附 則

1 この規則は、令和8年7月1日から施行する。ただし、様式第5及び

様式第 6 の改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際現に改正前の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定に基づいて作成されている用紙（様式第 6 を除く。）は、改正後の小牧市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。